

# アパマンオーナーのための『不動産税務通信』R5.11月号

10月1日からインボイスのために課税事業者になりました。  
何か負担を軽減するような特例はありますか？

期間限定で納税負担を一律2割とする特例があります。

## 1、計算方法

$$\text{課税売上額} \times 10/110 \times 20\% = \text{納税額 (税込)}$$

## 2、適用できる期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間

計算例 税込売上880万円の場合  
 $880\text{万円} \times 10/110 \times 20\% = 16\text{万円}$

### 注意点

この特例の対象は、**令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録により課税事業者となる場合**で、基準期間の**課税売上高が1千万円以下の事業者**が対象です。従前から課税事業者である場合などは対象外となりますので注意してください。



免税事業者から課税事業者になるとそれまでは存在しなかった納税・事務負担が増えてしまいますが、一定期間だけは負担を軽減する措置が設けられています。この特例を使うことで、計算が簡単になるだけでなく、原則計算・簡易課税とこの特例の有利な方を選ぶことで納税負担の軽減にもつながります。ただし、適用できる事業者に要件があるので自身が適用対象者なのかしっかり確認しましょう。



税理士：山端慶太

私の専門は相続税と不動産税務であり、多数の案件を経験してきました。お客様のニーズに合わせ誠実かつ迅速なサービスを提供することを心がけています。是非お気軽にご相談ください。



電話・面接相談



新宿相談所（新宿三井ビル33階）

横浜相談所（横浜スカイビル20階）

東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内）

TEL : 03-3344-3301

Mail : ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間09:30~17:30